



福岡医発第 136 号（地）

平成 28 年 4 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施につきましては、平成 27 年 5 月 15 日付（福岡医発第 0515 号（地））をもって貴会宛にお送りいたしました。

今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より、各都道府県知事等宛に同事業実施要綱の一部改正について通知が出され、本会に対しても日本医師会を通じて、周知、協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ277)

平成28年3月30日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施につきましては、平成27年5月12日付（地Ⅲ28）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より、各都道府県知事等宛に同事業実施要綱の一部改正について通知が出され、本会に対しても、周知、協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

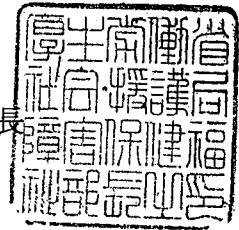


障発0309第2号
平成28年3月9日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施について

標記について、別添のとおり都道府県知事及び指定都市市長あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知等、事業にご協力賜るようよろしくお願いいたします。

障発０３０９第１号

平成２８年３月９日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

(公 印 省 略)

長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業実施要綱の一部改正について

長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業については、「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業実施要綱」（平成２７年４月２４日付け障発０４２４第５号）（以下「実施要綱」という。）により実施しているところであるが、別添新旧対照表のとおり実施要綱の一部を改正し、平成２８年４月１日から適用することとしたので通知する。

(別添)

○ 長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施について（平成27年4月24日 障発第0424第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
障 発 0 4 2 4 第 5 号 平成 2 7 年 4 月 2 4 日 <u>一部改正 障 発 0 3 0 9 第 1 号</u> <u>平成 2 8 年 3 月 9 日</u>	障 発 0 4 2 4 第 5 号 平成 2 7 年 4 月 2 4 日
各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施について (略)	長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施について (略)
別紙 長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業実施要綱	別紙 長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業実施要綱
1～4 (略)	1～4 (略)
5 報告 (1) (略)	5 報告 (1) (略)
(2) 本事業を実施した場合には、都道府県等は、支援実施内容や効果等について、事業を実施している関係機関からの報告に基づき、別途通知する様式により翌年度5月末までに、当部精神・障害保健課あてに報告を行うこと。 <u>また、年度の途中において、事業の進捗状況の中間報告を当部精神・障害保健課あてに行うこと。（様式、期日等は別途通知する。）</u>	(2) 本事業を実施した場合には、都道府県等は、支援実施内容や効果等について、事業を実施している関係機関からの報告に基づき、別途通知する様式により翌年度5月末までに、当部精神・障害保健課あてに報告を行うこと。

6 <u>経費の負担</u> (略)	6 <u>国の助成</u> (略)
7 <u>その他</u> <u>本事業は各都道府県等が長期入院精神障害者の地域移行への様々な取組の効果について検証することを目的として実施していることから、その評価・検証・普及に係る当部精神・障害保健課の調査等に対し、積極的に協力すること。</u>	

別紙

長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業実施要綱

1 目的

長期入院精神障害者の地域移行への取組に積極的な地域において、長期入院精神障害者の地域移行を進めるために必要な地域移行方策である「退院に向けた意欲の喚起」「本人の意向に沿った移行支援」「地域生活の支援」及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

また、都道府県等は、事業の一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容等

(1) 地域移行推進連携会議等

(ア) 地域移行推進連携会議の開催

都道府県等は、事業の実施に際し、行政機関（都道府県、市町村等）、医療関係団体、精神科病院の地域移行に関わる職員、地域の事業者、ピアサポーター等から構成する地域移行推進連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置し、長期入院精神障害者の現状の把握及び地域移行に関する目標の共有を行うとともに、月1回程度連携会議を開催し、各地域の協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する「協議会」をいう。）との連携を図りながら長期入院精神障害者の地域移行に取り組むものとする。

連携会議では、精神科病院における地域移行に向けたプログラム内容等の検討や、事業実施状況の把握、事業実施後の評価等を実施する。また、管内に地域移行支援型ホームを運営している事業所があり、かつ、協議会において当該地域移行支援型ホームの評価等を行わない場合は、本会議においてその評価等を少なくとも年1回以上実施する。

なお、各地域の協議会等の既存の組織を連携会議として位置づけることは差し支えない。

(イ) コーディネーターの活動

都道府県等（委託して実施する場合は当該委託先の実施主体を含む。以下同じ。）は、連携会議を統括し、地域移行に向けた（2）～（5）の事業メニューを調整する「コーディネーター」を設置するものとする。

(2) 精神科病院職員に対する研修

都道府県等は、病院職員の地域移行に関する理解の促進につなげるため、地域の障害福祉サービス事業所等と協働し、精神科病院の職員に向けた研修を年1～2回程度実施する。

また、院内研修プログラム立案の支援や研修実施の際の講師派遣等を行う。

(3) 退院支援プログラムの実施

都道府県等は、長期入院精神障害者（高齢入院患者を含む。）を対象に、病院内の医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種と、相談支援専門員や介護支援専門員といった地域の関係者がチームとなり、障害福祉サービス事業者等と十分に連携の下、退院に向けた相談・支援等の包括的な地域支援プログラム実施する。

(ア) 体験談プログラムの実施

都道府県等は、病棟内プログラム、作業療法、デイケア等において、退院し地域生活を送る当事者を招き、体験談を聞くプログラムを月1～2回程度実施する。

(イ) 事業所体験プログラムの実施

都道府県等は、入院中の精神障害者が地域の事業所等に出向き、地域の事業所での活動を体験するプログラムを月2回程度実施する。

(ウ) その他入院中の精神障害者に対する退院意欲喚起に向けた支援の実施

都道府県等は、(3) (ア) 及び (イ) の他、地域移行支援型ホームの活用を含めた個別の退院支援準備プログラムを立案し実施する等の退院意欲の喚起に向けた支援を実施する。

(4) スーパーバイザーの派遣

都道府県等は、地域の障害福祉サービス事業所等への精神障害者の受け入れを促進するため、初めて精神障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所等へ、精神障害者に対する地域生活支援を先駆的に行っている者であるスーパーバイザー（行政機関、精神科病院、精神障害者に対する地域生活支援を先駆的に行っている障害福祉サービス事業所の精神保健福祉士等）を月2回程度派遣し、事業所職員等の研修の実施や、精神障害者への対応方法などを助言・指導する。

(5) その他地域移行及び病院の構造改革に効果的な事業

都道府県等は、(2)～(4) の他、地域移行及び病院の構造改革に効果的な事業について、連携会議での検討を踏まえ実施することができる。

4 留意事項

- (1) 支援対象者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、個人情報に関する管理責任者を定めるとともに、支援従事者は正当な理由なくその業務を通じ知り得た個人情報を漏らしてはならないこと。

- (2) 都道府県等は、事業の一部を委託する場合、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなど必要かつ適切な監督をしなければならない。
- (3) 都道府県等は、別途通知する実施計画書を当部精神・障害保健課に提出し、事前に協議を行うものとする。
- (4) 医療保険、介護保険、自立支援給付等の既存制度で請求可能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。

5 報告

- (1) 都道府県等は、本事業の実施状況について、事業の一部を委託している場合も含め、関係実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査・指導等を行うものとする。
- (2) 本事業を実施した場合には、都道府県等は、支援実施内容や効果等について、事業を実施している関係機関からの報告に基づき、別途通知する様式により翌年度5月末までに、当部精神・障害保健課あてに報告を行うこと。また、年度の途中において、事業の進捗状況の中間報告を当部精神・障害保健課あてに行うこと。（様式、期日等は別途通知する。）

6 経費の負担

国は、都道府県等がこの実施要綱に基づき事業を実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」及び「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

7 その他

本事業は各都道府県等が長期入院精神障害者の地域移行への様々な取組の効果について検証することを目的として実施していることから、その評価・検証・普及に係る当部精神・障害保健課の調査等に対し、積極的に協力すること。